



# 島根県報

平成28年3月4日（金）

第2,781号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

農用地利用配分計画の認可 (農業経営課) 2

土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 3

建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任 (建築住宅課) 4

建築基準法の規定による道路の指定 ( " ) 4

**【公 告】**

臨港地区の区域の案の縦覧 (港湾空港課) 4

**【特定調達公告】**

島根県原子力防災物資（食料）の調達に係る一般競争入札の落札者等 (原子力安全対策課) 5

**【教委規則】**

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 [学校企画課] 5  
[特別支援教育課]

**【収用委告示】**

収用の裁決手続の開始の決定 11

## 公布された条例等のあらまし

### ◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第1号）

#### 1 規則の概要

- (1) 製菓衛生師法の改正に伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第1号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「6カ月」を「6か月」に、「かつ」を「かつ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ワズクリエイト株式会社	通所介護	デイサービスなごみ	益田市乙吉町イ322-7-101号A	平成28年3月1日
	介護予防通所介護			
合同会社コミュニティーサポート道知辺	通所介護	デイホームまったり	江津市嘉久志町イ1249番地12	平成28年3月1日
	介護予防通所介護			

### 島根県告示第141号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 ミライエ	雲南市大東町大東下分1088	雲南市大東町大東下分960-2外36筆
農事組合法人 清流の里ながたに	雲南市大東町上久野333-5	雲南市大東町上久野292外20筆
有限会社 スプラウト島根	江津市桜江町市山429	江津市松川町上河戸256-1外21筆
大畑 安夫	江津市二宮町神主ハ245-7	江津市都野津町611外18筆
株式会社 小林電機	安来市飯島町525-1	安来市広瀬町宇波678-1外14筆
農事組合法人 飲水思源の里大谷	仁多郡奥出雲町大谷342-2	仁多郡奥出雲町大谷249-3外34筆
岩田農園 株式会社	仁多郡奥出雲町中村940	仁多郡奥出雲町大呂1610外2筆
佐佐木 幸雄	仁多郡奥出雲町小馬木369	仁多郡奥出雲町小馬木272-1外9筆
堀江 道雄	仁多郡奥出雲町上阿井2130-2	仁多郡奥出雲町上阿井2095-1外62筆
農事組合法人 川東清風水会	仁多郡奥出雲町上阿井2106-1	仁多郡奥出雲町上阿井1849-1外88筆
農事組合法人 石原里田	仁多郡奥出雲町三所638	仁多郡奥出雲町三所581-3外144筆

## 2 認可年月日

平成28年3月4日

## 島根県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市波根町波根土地改良区の定款変更を平成28年2月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第143号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 区域の名称 目谷

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市広瀬町広瀬754番15	1号
〃 2367番4	2号及び12号
〃 2577番2	3号から7号まで
〃 2367番12	8号から11号まで
〃 2559番	13号及び14号

**島根県告示第144号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
株式会社ジェイ・イー・サポート 広島県広島市中区八丁堀15番8号	島根県全域	広島県広島市中区八丁堀15番8号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成28年 3 月14日

**島根県告示第145号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
益田都市計画道路3・6・14号元町人麿線	益田市須子町イ379-2	益田市高津二丁目イ25-1	メートル 10.5	メートル 440.0	平成28年 2 月24日 第2号
益田都市計画道路3・6・15号須子中線	益田市須子町イ591	益田市須子町イ379	10.5	280.0	平成28年 2 月24日 第2号
益田市道高津川右岸沿線	益田市須子町イ527-1	益田市須子町イ370-1	6.0	130.0	平成28年 2 月24日 第2号
益田市道須子保育園線	益田市須子町イ384-1	益田市須子町イ383-1	5.0	70.0	平成28年 2 月24日 第2号
(仮称) 益田市道須子上中1号線	益田市須子町イ378-1	益田市須子町イ534	5.0	155.0	平成28年 2 月24日 第2号
(仮称) 益田市道須子上中2号線	益田市須子町イ395	益田市須子町イ380-2	5.0	117.0	平成28年 2 月24日 第2号
(仮称) 益田市道須子上中3号線	益田市須子町イ561	益田市須子町イ593-2	5.0	45.0	平成28年 2 月24日 第2号

**公 告**

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ

## 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特例役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

島根県原子力防災物資（食料）の購入 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

## 3 落札者を決定した日

平成28年2月4日

## 4 落札者の氏名及び住所

島根印刷株式会社 代表取締役社長 原 憲司 出雲市斐川町坂田1664番地7

## 5 落札金額

32,004,450円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成27年12月25日

**教 育 委 員 会 規 則**

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

**島根県教育委員会規則第1号**

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程			定時制の課程					
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	240	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科	240	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	120	120					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立宍道高等学校					普通科	640			
島根県立大東高等学校	普通科	120	120	160					
島根県立横田高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	520							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校	普通科	240	240	240					
	体育科	40	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	90	90	120					
島根県立矢上高等学校	普通科	60	60	80					
	産業技術科	30	30	40					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	120					
島根県立江津工業高等学校	機械科		40	40					
	総合電気科		40	40					
	建築科		40	40					
	機械・ロボット科	40							
	建築・電気科	40							
島根県立浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	320			
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	40					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科	120							

島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐高等学校	普通科	60	60	80					
	商業科	30	30	40					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						

## 備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学校名	教育内容	学校に置く部							専攻科					
		幼稚部	小学部及び中学部		高等部			学科	学級区分	定員				
					学科	学級区分	定員			第1学年	第2学年	第3学年		
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部			普通科	単一障害学級	8				8	8
					重複障害学級	3		3	3					
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3					
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	48	56					
						重複障害学級	33	24	12					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	56	64					
						重複障害学級	30	21	15					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8					
						重複障害学級	3	6	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	16					
						重複障害学級	9	9	9					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	32	16					
						重複障害学級	3	9	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
						訪問学級	3							
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	16					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	9	9					
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					

					訪問学級	3					
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
					重複障害学級	6	3	6			

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 収 用 委 員 会 告 示

## 島根県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成28年3月4日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道9号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）（島根県出雲市多伎町久村地内から同市多伎町小田地内まで及び大田市波根町字高原田地内から同市久手町刺鹿字沖代地内まで）

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県出雲市多伎町小田

（単位：㎡）

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は 使用の別	備 考
	公簿	現況	公簿	実測			
2673番6	山林	山林	330	335.54	254.10	収用	一部

## 4 土地所有者の氏名及び住所

株式会社松江建設工事 代表清算人 雲山 廣 島根県松江市下東川津町262番地4

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 株式会社美建 代表取締役 野村 英克 島根県松江市下東川津町262番地4

根抵当権 昭和58年3月20日設定（昭和58年4月8日登記 第6425号）

(2) 竹丸 弘子 島根県松江市石橋町321番地7

根抵当権 平成11年12月13日設定（平成11年12月27日登記 第17331号）

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年2月24日